

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表
 ◎大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 雑則（第四十三条―第四十六条） 附則</p> <p>（学部） 第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p> <p>（教員組織） 第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、<u>教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</u></p> <p>（削除） （削除）</p> <p>2 大学は、<u>教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</u></p> <p>3 大学は、<u>教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</u></p> <p>第八条 削除</p>	<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 雑則（第四十三条―第四十五条） 附則</p> <p>（学部） 第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、<u>教育研究上適当な規模内容を有し、<u>学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする。</u></u></p> <p>（教員組織） 第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、<u>学科目制、講座制又は大学の定めるところにより、必要な教員を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。</u></p> <p>3 <u>講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。</u></p> <p>（新設） （新設）</p> <p>4 大学は、<u>教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</u></p> <p>第八条 <u>教育上主要と認められる学科目（以下「主要学科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要学科目以外の学科目については、なるべく専任の教授、助教授又は講師</u></p>

第九条 削除

(授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

2| 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2| 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一〜三 (略)

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
五・六 (略)

が担当するものとする。
2| 演習、実験、実習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

(講座制)

第九条 講座には、教授、助教授及び助手を置くものとする。ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教授若しくは助手を欠くことができる。

2| 講座は、原則として専任の教授が担当するものとする。

第十条 削除

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。この場合において、専任教員は、当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならぬ。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とする。

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一〜三 (略)

四 大学において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
五・六 (略)

(准教授の資格)

第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 (略)
- 二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 五 (略)

(講師の資格)

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 (略)

(助教の資格)

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

(略)

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ。）
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含むものとする（以下口の表及び別表第二において同じ。）
- 三 十一 (略)

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

(略)

備考

(助教の資格)

第十五条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 (略)
- 二 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 五 (略)

(講師の資格)

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十四条又は前条に規定する教授又は助教となることのできる者
- 二 (略)

(新設)

別表第一 学部の種類に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

(略)

備考

- 一 この表に定める教員数は教授、助教又は講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ。）
- (新設)
- 二 十 (略)

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

(略)

備考

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三・四 (略)

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、助教又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、助教又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三・四 (略)

改 正 後	現 行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 教育課程（第十条の二―第十五条） 第六章～第十章（略） 附則</p> <p>（教育研究上の目的の公表等） 第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。</p> <p>（研究科以外の基本組織） 第七条の三 学校教育法第六十六条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。 一～三（略） 2・3（略）</p> <p>（教員組織） 第八条 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3～5（略）</p> <p>第九条（略） 2 博士課程（前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程における前期二年の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 教育方法等（第十一条―第十五条） 第六章～第十章（略） 附則</p> <p>（新設） （研究科以外の基本組織） 第七条の三 学校教育法第六十六条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。 一～三（略） 2・3（略）</p> <p>（教員組織） 第八条 大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育研究上必要な教員を置くものとする。</p> <p>（新設） 2～4（略）</p> <p>第九条（略） （新設）</p>

(一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織)
第九条の二 研究科の基礎となる学部の数に当該研究科の専攻の数とみなして算出される一つの専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数(以下「一定規模数」という。)以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

第五章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第十条の二 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第十一条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第十二条の二 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第十五条により準用する大学設置基準第二十一条第二項各号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織)
第九条の二 研究科の基礎となる学部の数に当該研究科の専攻の数とみなして算出される一つの専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数(以下「一定規模数」という。)以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

第五章 教育方法等

(新設)

(授業及び研究指導)
第十一条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によつて行うものとする。

(新設)

(新設)

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)
第十四条の三 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第六章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。
(削除)

(新設)

第六章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

改 正 後	現 行
<p>（教員組織）</p> <p>第二十条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p>	<p>（授業科目の担当）</p> <p>第二十条 教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教が担当するものとし、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授、助教又は講師が担当するものとする。</p>
<p>2 短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 演習、実験、実習又は実技については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（授業科目の担当）</p> <p>第二十条の二 短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。</p> <p>2 短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（専任教員）</p> <p>第二十一条の二 教員は、一の短期大学に限り、専任教員となるものとする。</p> <p>2 専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該短期大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（専任教員数）</p> <p>第二十二条 専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。</p>	<p>（専任教員数）</p> <p>第二十二条 専任教員の数は、別表第一に定める数以上とする。</p>
<p>（教授の資格）</p> <p>第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>（教授の資格）</p> <p>第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当</p>

し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一、四 (略)

五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

六・七 (略)

(准教授の資格)

第二十四条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 (略)

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三・四 (略)

(講師の資格)

第二十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第二十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 (略)

(助教の資格)

第二十五条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第二十三条各号又は第二十四条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

別表第一(第二十二條關係)

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

備考

し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一、四 (略)

五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、助教又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

六・七 (略)

(助教の資格)

第二十四条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 (略)

二 大学又は高等専門学校において助手又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三・四 (略)

(講師の資格)

第二十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第二十三条又は前条に規定する教授又は助教となることのできる者

二 (略)

(新設)

別表第一(第二十二條關係)

イ 学科の種類に応じ定める教員数

備考

一 この表に定める教員数の三割以上は教授とする（ロの表において同じ。）。

二 この表に定める教員数には、第二十一条の授業を担当しない教員を含まないものとする（ロの表において同じ。）。

三十一（略）

一 この表に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その三割以上は教授とする（ロの表において同じ。）。（新設）

二十（略）

改 正 後

現

行

第六條 (教員組織)
(略)
254 (略)

第六條 (教員組織)
(略)
254 (略)
(新設)

5 | 高等専門学校は、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
6 | 高等専門学校は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

5 | 高等専門学校は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

第七條 高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

第七條 高等専門学校には、演習、実験・実習又は実技について補助させるために必要な相当数の専任の助手を置かなければならない。

第八條 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。

第八條 専門科目を担当する専任の教授及び助教の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。

第九條 教員は、一の高等専門学校に限り、専任教員となるものとする。
2 | 専任教員は、専ら前項の高等専門学校における教育に従事するものとする。
3 | 前項の規定にかかわらず、高等専門学校は、教育上特に必要があり、かつ、当該高等専門学校における教育の遂行に支障がないと認められる場合には、当該高等専門学校における教育以外の業務に従事する者を、当該高等専門学校の専任教員とすることができる。

第九條 教員は、一の高等専門学校に限り、専任教員となるものとする。
。この場合において、専任教員は、当該高等専門学校以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該高等専門学校において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。

(教授の資格)

(教授の資格)

第十一條 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

第十一條 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一・二 (略)

一・二 (略)

三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、助教又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

四〜六 (略)

四〜六 (略)

(准教授の資格)
第十二条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 (略)
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)
- 三 五 (略)

(講師の資格)

第十三条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十一条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二・三 (略)

(助教の資格)

第十三条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第十一条各号又は第十二条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助教の資格)
第十二条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 (略)
- 二 大学又は高等専門学校において助手又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)
- 三 五 (略)

(講師の資格)

第十三条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第十一条又は前条に規定する教授又は助教となることのできる者
- 二・三 (略)

(新設)

改 正 後	現 行
<p>（専任教員数） 第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。 2・3 （略） 別表第一 通信教育学部の専任教員数（第九条関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>備考 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。 二〇五 （略）</p>	<p>（専任教員数） 第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一のとおりとする。 2・3 （略） 別表第一 通信教育学部の専任教員数（第九条関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>備考 一 この表に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その合計の半数以上は原則として教授とする。 二〇五 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p>（専任教員数） 第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十九条の二第六項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。 2・3 （略） 別表第一 第九条関係</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>備考 一 （略） 二 この表に定める教員数の三割以上は原則として教授とする。 三〇六 （略）</p>	<p>（専任教員数） 第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十九条の二第六項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第一のとおりとする。 2・3 （略） 別表第一 第九条関係</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>備考 一 （略） 二 この表に定める教員数は、教授、助教又は講師の数を示し、その三割以上は原則として教授とする。 三〇六 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>第五条（略） 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。 3（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>第五条（略） 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条に規定する教員の数に算入できないものとする。 3（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>第八条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、<u>准教授</u>、助教、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職</p> <p>ハ、ヌ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>第八条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、助教諭、<u>教頭</u>、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職</p> <p>ハ、ヌ（略）</p> <p>二（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（無試験認定の受験資格）</p> <p>第九条 左の各号の一に該当する者は、無試験認定を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、<u>准教授</u>、<u>助教</u>又は講師の職にあつた者</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（無試験認定の受験資格）</p> <p>第九条 左の各号の一に該当する者は、無試験認定を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、<u>助教</u>又は講師の職にあつた者</p> <p>三・四 （略）</p>